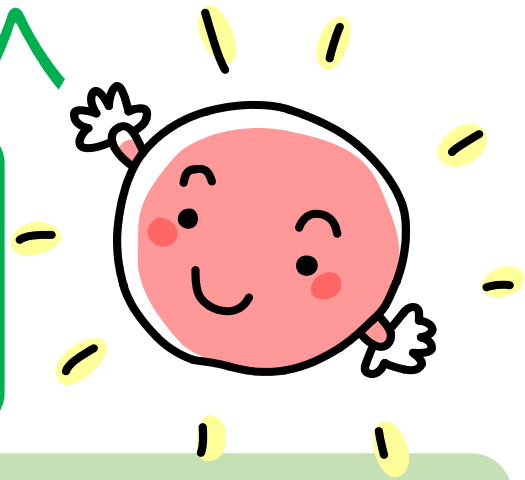


小学生の保護者の方へ

ひだまり



こんにちは！

県警察マスコットキャラクター「けいたくん」です。

保護者のみなさまは、非行防止や被害防止について、お子さんと話し合ったことがありますか？

この教材は、非行防止や被害防止等について、お子さんとしっかり向き合って一緒に考えてほしいという願いを込めて作成しました。

お子さんには「あじさい」という教材を作っています。ぜひ、この機会に、お子さんがどのように感じているのかを知り、社会のルール、非行防止や被害防止等について、共に考え、話し合ってみてください。

タイトルの「ひだまり」は、保護者のみなさまが、お子さんにとって心安らぐあたたかい場所となってほしいという願いが込められています。



けいたくん

「非行少年を生まない社会づくり」 を推進中です！

少年非行の背景には、

- ・ 少年自身の規範意識の低下とコミュニケーション能力の不足
- ・ 家庭、地域社会の教育機能の低下
- ・ 少年が居場所を見出せず、孤立し、あるいは疎外感を抱いている

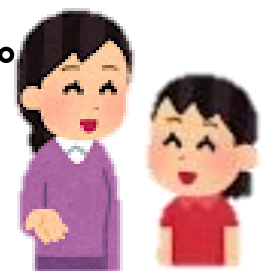


等の問題があげられます。

非行少年を生まない社会をつくるためには、地域社会の絆を深め、少年が孤立し、非行に走ることをないよう、地域社会全体で少年を見守る気運を高めていく必要があります。そのためには、社会全体として少年の特性や非行に走る要因・背景等について理解を深め、厳しくも暖かい目で少年を見守り、少年に対して、身の回りには常に自分のことを気にかけている「大人の目」があることを伝えていくことが大切です。

親の背中を見て子は育つ、子は親の鏡。親の生きる姿がお子さんにとって何よりの手本です。

ぜひ、家庭の中でしっかりと家族が向き合える時間を作るようにしてください。



法律やルールの大切さを再確認しましょう！

社会は様々な立場でいろいろな考え方を持った人が集まってできています。だから、お互い法律やルールを守ることが大切であり、社会は様々な約束で成り立っています。また、いろいろなスポーツもルールがあるからこそ素晴らしい感動が生まれるのです。

この機会にお子さんと、法律やルールは他人や自分を守るためのものでもあること、ルールや約束の大切さなどについて話し合しましょう。



滋賀県の小学生の非行の現状は？

全国では少年非行が年々減少しており、滋賀県でも減少傾向にありましたが、2024年中は、万引き等の犯罪行為で検挙等された少年は468人（前年同時期比－113人）でした。そのうち小学生については50人を補導しており、前年に比べて1人増加しました。

また、深夜はいかいなどの不良行為で補導された小学生は50人と、前年に比べて5人減少し、主な行為別では、粗暴行為が12人、金品不正持ち出しが11人、家出が8人、深夜はいかいが7人補導されています。



いじめやトラブルからお子さんを守るために！

いじめの被害に大きいも小さいありません。

「SNS」のグループ内での無視やグループ外しなども、いじめです。被害者にとっては、どんないじめもとても辛いものであるということを理解させ、いじめを絶対にしないという気持ちを持たせましょう。



殴る、蹴る、叩く、髪の毛を引っ張るなど

→ 暴行罪

人の持ち物をわざと壊す、ノートに落書きをするなど

→ 器物損壊罪

殴る、蹴る、叩くなどの暴行をして怪我をさせるなど

→ 傷害罪

嫌なことを無理やりさせるなど

→ 強要罪

人のお金をとる、人の持ち物を隠すなど

→ 窃盗罪

ネットに悪口を書き込むなど

→ 侮辱罪
名誉棄損罪

このような行為は犯罪になります！

たばこやお酒は子どもに害です！

たばこやお酒ぐらいは大したことではないと思っていませんか。



20歳未満の者は急性アルコール中毒になりやすい、20歳未満の時にたばこを吸い始めた人は、肺がんにかかりやすいなど、多くの悪影響を及ぼすことが医学的に明らかになっています。

また、飲酒・喫煙は、薬物乱用などのさらに危険な行動につながる入口になるともいわれています。

子どもの飲酒・喫煙は、法律で禁止されており、体に害があることをしっかりと教えることが大切です。

薬物から子どもを守りましょう！

近年、ゲートウェイドラッグ（入門薬物）と呼ばれる「大麻」の乱用が若年層に広まっており、2024年中、全国では1,128人の少年が大麻乱用で検挙されています。

薬物乱用は、脳や体を破壊して、死に至ることもある危険なものであり、1回でも使用すると犯罪になることを説明し、薬物からお子さんを守りましょう。



多数の小学生が万引きで補導されています！

2024年中に滋賀県内で万引きで検挙等された少年は106人もいます。うち小学生は前年と同じく26人であり、依然として小学生が万引きで補導されています。

「ちょっとくらいなら」「見つからなければ」といった軽い気持ちで万引きをする子どもがいますが、万引きや自転車盗は初発型非行と呼ばれ、大きな犯罪への入口になってしまふことがあります。

それくらいわかっているだろう…と大人が思っていることでも、実際には子どもたちには理解されていないことが多いのです。

万引きは「窃盗」という犯罪であり、「被害者が生まれる行為」なので絶対にしてはいけない事だということをお子さんに教えてください。

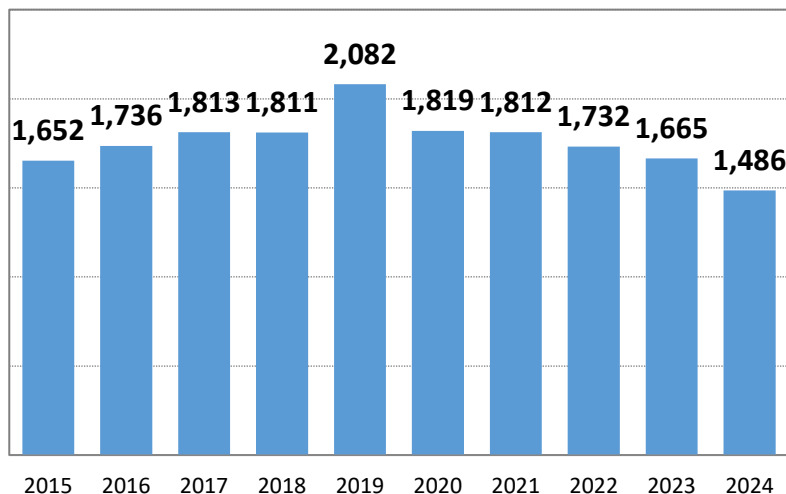


SNSに起因する被害が増加しています!

全国のSNSに起因する事犯の被害児童数は、**1,486**人、前年比では**179**人の減少となりましたが、依然高止まり状態です。



SNSに起因する被害児童の推移



罪種別では、児童ポルノや青少年保護育成条例違反等の**性被害**がほとんどを占めています。

約**72%**が被害児童からの投稿をきっかけに被害者と知り合い被害にあっています。

9割近い児童が**フィルタリング**を利用していませんでした。

子どもをインターネットやSNSの被害から守るための3つのポイント

その1 お子さんと一緒にルール作りをしましょう!

お子さんがインターネットを安全に利用するために、日常生活に見合ったルールづくりが必要です。保護者から一方的に押し付けられたルールでは長続きしません。お子さんとコミュニケーションを図り、自分自身にとって何が必要かを考えさせたうえで、お子さん自身が納得するルール作りをしましょう。

お子さんがトラブルに巻き込まれてからでは遅いのです。



利用時間や
利用場所を
決める

困ったときは
大人に
相談する

ネットで知り
合った人に写
真を送らない

ネットで知り
合った人と
会わない

個人情報を
他人に教え
ない

などなど、いろんなルールをお子さんと一緒に考えてみてください。

その2 フィルタリングを必ず利用しましょう！

子どもを守る手段として安全なインターネット環境を提供するのは大人の責任です。被害にあった子どもの多くはフィルタリングを利用していませんでした。お子さんを守るために、スマホやインターネットに関する正しい知識を身につけ、お子さんが使用するスマホ等には必ずフィルタリングを設定しましょう。

「インターネット環境整備法」では、販売店側が携帯電話機等を販売する際、①青少年確認、②フィルタリングの説明、③フィルタリングソフトウェアやOSの設定が義務付けられています。

保護者の方は、携帯電話機の利用者が18歳未満の場合、その旨を申し出て、フィルタリングの説明を受け、フィルタリングを使えるようにしてもらいましょう。



フィルタリングで子どものスマホ利用が見える！ 守れる！

フィルタリングサービスとは、①有害・違法な情報を遮断できる、②アプリの利用を把握できる、③利用時間を管理できる、サービスの総称で、子どもが安全にインターネットを使い、保護者が安心して見守るための機能となります。

【フィルタリングサービスの特徴】

- ①家庭のルールや子どもの成長にあわせて、使える機能・使えるアプリを調整できます。
- ②スマホを何時間使ったかといった利用時間が確認できることに加えて、保護者の端末でアプリの強制停止やアプリのインストールを保護者の許可制にすることも可能です。また、子どもがどんな情報を見ていたのか後からチェックすることもできます。
- ③犯罪、薬物、詐欺、アダルトといった違法・有害情報サイトへのアクセスなどを遮断できます。



【一般的なフィルタリング設定の4ステップ】

Step 1 保護者と子どもの端末で
アプリをダウンロード

Step 2 アプリの初期設定をする

Step 3 モードを選択
(小学生・中学生・高校生等)

Step 4 利用制限や利用時間の
制限をカスタマイズ

その3 インターネット・SNSの危険性を教えましょう！

インターネットは、趣味が広がったり、生活を便利にしたりする一方で、性、暴力、自殺、薬物等の有害な情報が氾濫（はんらん）しています。また、個人情報が悪用されたり、架空請求の被害にあう等の危険性もあります。

さらに、最近では、SNSを通じた子どもの性犯罪の被害や、裸の画像を遅らせる児童ポルノ被害などの犯罪被害が多発しているほか、SNSで知り合った相手に不用意に会って誘拐や殺人等の凶悪な事件に巻き込まれるケースもあり、大きな問題になっています。

SNSには、性的な目的で子どもを狙う犯人が潜んでいます。犯人は、子どもの理解者のふりをしたり、相談相手になったりして近づいてきます。

また、プロフィールにうその性別や年齢等を使ったり、他人になりすます等、犯人は手の込んだ手口を使うことが多くなっています。



「自画撮り被害」に注意！

だまされたり、おどされたりして、自分の裸や下着姿を撮影させられて、メール等で送られるという「自画撮り被害」が多発しています。また、自画撮りした画像をSNS上に公開することで、児童ポルノ事犯の被疑者となってしまうケースも発生しています。



●ぴったり相談窓口 子供向け

子供の性被害等に関する相談窓口案内Webサイト
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/index.html>
(警察庁HP)



子どもを虐待から守りましょう！



児童虐待とは、保護者が監護する児童に対して、

① 身体的虐待

(なぐる、ける、たたく、激しく揺さぶる、逆さ吊りにする、熱湯をかける、やけどを負わせる、家の外に閉め出す 等)

② 性的虐待

(子どもへの性交・性的行為、子どもに性交を見せる、児童ポルノの被写体にする 等)

③ 怠慢又は拒否（ネグレクト）

(乳幼児を家に残して外出する、自動車内に放置する、適切な食事を与えない、病気でも病院に連れて行かない、子どもの意思に反して学校に登校させない 等)

④ 心理的虐待

(脅す、無視する、拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、子どもの前で配偶者や家族へ暴力をふるう等)

を加えることをいいます。

虐待は、子どもの心身の成長を阻害し、その発育に深刻な悪影響を及ぼすことから早期の発見が求められます。

児童虐待に関する相談・通報は、

「児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）」

へ電話していただくか、警察へ110番通報してください。

「189」は、匿名でも相談を行うことができ、内容に関して秘密が守られます。また、無料で24時間対応しています。



～ 保護者のみなさまへ ～

保護者のみなさまは、子どもの健やかな成長を願って、毎日生懸命子育てされていることと思います。現在の子どもたちは、インターネット社会に育っており、少子化や人間関係の希薄化等を背景として、取り巻く社会環境は以前と大きく変わってきています。

将来を担う子どもが豊かな人間性をはぐぐみ、規範意識をしっかりと身につけ、非行に走ったり、被害にあうことなく健やかに成長し、ひとりだちしていくことは、保護者だけではなく、社会全体の願いです。

そのためには、保護者をはじめとした周りの大人全員が、子どもの手本となるような道徳観、遵法意識を身につけて示すことが必要であるということも、まずもって再認識したいものです。

このパンフレットが、非行防止や被害防止等について、家族で話し合うことができるひとつのきっかけになればと思っています。



もっとくわしく知りたいあなたへ（滋賀県警察ホームページなどの紹介）

- ◆ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/police/>
- ◆YouTube <https://www.youtube.com/user/ShigaPoliceOfficial>
- ◆Facebook <https://www.facebook.com/shigapolice>
- ◆X（旧Twitter） https://twitter.com/shiga_police



滋賀県警察ホームページ



滋賀県警察 X



滋賀県警察フェイスブック



滋賀県警察ユーチューブ

